

山武市監査委員告示第 2 号

平成28年9月23日付け山武市監査委員告示第1号をもって公表した工事監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり公表します。

平成28年11月2日

山武市監査委員 野 島 暉 通

山武市監査委員 大 川 義 男

措置等状況報告

総務部

課名	監査意見	改善・措置等の内容
財政課	<p>設計</p> <p>設計業務の委託に当たっては、要求性能(仕様)を明示し、設計成果が要求した成果を満たしているか慎重に審査して受領することを望みます。</p>	<p>業務発注時に要求性能(特記仕様書)を明示するとともに、設計成果が要求性能を満たしているか等十分審査したうえで、受領してまいります。</p>
	<p>工期設定</p> <p>工期の変更は事業の目的達成に大きな影響を与え、事業の損失を招くこととなりますので、工期の設定に関して慎重に取り組んでいただきたいと思います。</p>	<p>年度当初に事業目的を考慮した工程計画を策定し、適切な工期設定を行ってまいります。</p>
	<p>積算方法</p> <p>施工パッケージ単価は予定価格の算定には効率的ですが、応札者の入札資料としては工事内容が分かり難いものです。業者の使い易さの観点で構成するように検討されることを望みます。</p>	<p>ご指摘のありました施工パッケージ単価は、国土交通省において、平成24年10月から導入した新たな積算方式を使用しております。この積算方式を導入することで、発注者側には積算作業の簡素化が、受注者側には、価格設定の明確化が効果として見込まれております。また、千葉県の積算基準も施工パッケージ化されていることから、現時点で変更する予定はございませんが、今後、国及び県の動向を踏まえ適切に対応してまいります。</p>